○上尾伊奈資源循環組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく介護補償の対象とならない施設

令和５年５月２５日告示第１６号

上尾伊奈資源循環組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく介護補償の対象とならない施設

上尾伊奈資源循環組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１４号）第１５条第３号の管理者が定める施設は、次に掲げる施設とし、令和５年４月１日から適用する。

(1) 老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の５に規定する特別養護老人ホーム

(2) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第１１７号）第３９条に規定する施設（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な被爆者を入所させ、養護することを目的とする施設に限る。）